

財団法人高輝度光科学研究センターにおける 公的研究費の管理・運営に関する基本方針

財団法人高輝度光科学研究センター（以下「財団」という。）は、高輝度光科学に関する研究開発及び調査研究等の事業を行うこととしており、これら事業を円滑に実施するため、競争的研究資金への申請についても職員に対し奨励している。

競争的研究資金は、国民の税金を原資としていることから、これら研究費を適正に管理・運営することは、財団及びその職員に課せられた社会的責務である。

財団においては、これまでも競争的資金を適切に管理・運営してきたが、内外にその姿勢を明確に示すべきであることから、ここに財団の公的研究費の管理・運営に関する基本方針を定める。

1 行動基準

- (1) 職員は、税金を原資とする研究費を負託されていることを再度自覚し、公的研究費の適正な使用にあたる。
- (2) 職員は、公的研究費の使用に当たり、就業規程、旅費規程、公的研究費取扱規程等の内部規定等を遵守するとともに、第 3 者から疑義を持たれるような行動を避けなければならない。

2 責任体系

財団は、公的研究費の取扱における明確な責任体制を敷き、財団内外に対してホームページ上でその体制を公開する。

3 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

- (1) 財団は、公的研究費の適正な管理・運営を行うため、明確なルールを整備する。
- (2) 財団は、発注及び検収業務において、当事者以外によるチェックが有効に機能するよう体制の構築を図る。
- (3) 財団は、研究系職員及び事務系職員に対する説明会等を開催し、ルールの周知・徹底や意見の交換を行うことにより、関係者の意識の向上を図る。
- (4) 財団は、入札の透明性向上や競争の促進を図るなど、業者との癒着の防止に向けた制度の見直しに努める。
- (5) 財団は、財団内におけるルールの周知・徹底と財団外からの情報の適切な伝達を図る

ため、公的研究費に係る相談窓口を設置する。また、財団内外からの不正の通報（告発）に係る窓口を設置する。

4 不正防止計画の策定・実施

財団は、公的研究費に係る不正の発生を未然に防止するため、財団内の責任体系や物品等の適正取引を推進する体制の整備、出張旅費の適正な支給に関する体制の整備等を内容とする不正防止計画を策定・実施するとともに、不正防止に必要な措置及び改善を図る。

5 内部監査の実施

- (1) 財団は、公的研究費等の適正な管理を行うため、監査及び不正要因等の調査を行う公的研究費監査調査委員会を設置する。
- (2) 公的研究費監査調査委員会は、毎年度、公的研究費に関する内部監査を実施するとともに、必要に応じ外部監査人等と連携し有効なモニタリング機能を果たす。